

あしかが けいさつだより

令和7年9月1日発行
編集・発行：足利警察署(43-0110)
足利交通安全協会

第 237 号

足利警察署ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/n42/hiroba/asikaga/>

秋の交通安全市民総ぐるみ運動

期間：9月21日(日)～9月30日(火)までの10日間

全国重点

- ◆ 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と
反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ◆ ながらスマホや飲酒運転等の根絶と
夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- ◆ 自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



令和7年全国地域安全運動

10月11日(土)～10月20日(月)



スローガン みんなでつくろう 安心の街

運動の重点

- 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の
被害防止(全国重点)
- 子供と女性の犯罪被害防止(全国重点)
- 自転車盗の被害防止(県重点)

※ 10月14日(火) 第49回地域安全足利市民のつどい



令和7年度 第1回足利警察署協議会の開催

令和7年6月13日(金)、令和7年度第1回足利警察署協議会を開催しました。

今回の協議会では、「犯罪抑止のための警ら活動」を協議して頂いた結果、

- 制服警察官による見せる活動と市民に安心感を与える警戒活動の強化
- 迅速な情報提供の検証

などの提言を受けましたので、今後の警察活動に反映させていくこととします。



ルールを守って、安全!安心!自転車ライフ 自転車安全利用五則

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定

RULE 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

① 自転車は、車道が原則、左側を通行
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

② 歩道は例外、歩行者を優先
道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



RULE 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認
一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

信号は必ず守る

信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。



RULE 3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯する
無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



RULE 4 飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です!
自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



RULE 5 ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう
事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、
全ての自転車利用者に対して
乗車用ヘルメット着用の努力義務が
課されています。



「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

都道府県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

自転車指導啓発重点地区・路線は
各都道府県警察の
ウェブサイト
でチェック!

安全運転



テロは許さない!

不審者、不審物を発見したら
警察への通報をお願いします

If you find a suspicious person or object, please call 110 the police.

テロ対策推進中! 栃木県警察
COUNTER TERRORISM TOCHIGI POLICE

栃木の平和を守るため!

とちぎポリス

あなたや家族を守る情報や機能がいっぱい!

犯罪・交通事故発生等の
マップ機能!

現在地
送信機能!

防犯ブザー機能!

防犯パトロール機能!

ルリちゃん安全メールや
SNSとも連携!

あなたのQRコードから
アプリをダウンロード!

栃木県警察本部
TEL.028-621-0110 (生活安全企画課)

優良運転者表彰のご案内

令和7年11月頃に足利警察署長・足利交通安全協会長の連名表彰を実施します。次の欠格事項に当てはまらない方で、表彰をご希望される方は足利交通安全協会に申請して下さい。

表彰対象年別運転免許取得年月日

(一番早く取得した運転免許(原付・小特・二輪を含む。))で確認します。)

15年表彰 平成21年4月1日～平成22年3月31日

10年表彰 平成26年4月1日～平成27年3月31日

5年表彰 平成31年4月1日～平成32年(令和2年)3月31日

申請方法

1 持参書類

①運転免許証 ②令和7年4月21日(月)以降に申請した運転記録証明書(5年間)

2 申請期限

①②をご持参の上、令和7年10月3日(金)までに足利警察署内足利交通安全協会に申請して下さい。(☎0284-42-1120)

受付: 月曜日から金曜日(祝・祭日は除く。)の8:30~12:00 13:00~17:00の間。

※運転記録証明書の取得方法

運転記録証明書は、個人情報保護の観点から、次のいずれかの方法で、ご本人が取得してください。

1 警察署・交番・駐在所にある申請書に必要事項を記入し、郵便局の窓口で自動車安全運転センター宛てに670円(10月1日以降800円)を振り込みます。(証明書は約2週間でご自宅に届きます。)

2 自動車安全運転センター(運転免許センター内にあります。)に直接行って670円(10月1日以降800円)を支払い申請します。(証明書は約5日でご自宅に届きます。本人以外の方が代理申請する場合は、委任状が必要です。)

自動車安全運転センターのお問い合わせ先 ☎ 0289-76-1411 月~金 8:30~16:30

欠格事項

- 令和2年4月1日以降に交通関係法令に違反したことがある方(この期間に違反点数の合計が3点以内を除く。)
- 犯罪行為等を有することによりこの表彰を受けることによって社会的非難を受けるおそれがある方。



栃木県交通安全協会
ちゃんど君